

**令和8年度 北部の農業推進プロジェクト**  
**湖北地域就農促進イベント企画・運営等業務委託仕様書**

**1 目的**

令和6年度から北部の農業振興プロジェクト事業において、雇用による新規就農者を令和9年度までに新たに4名確保することを目指し、モデル経営体(土地利用型品目モデル構想に基づき、大区画化されたほ場でスマート農業等に取り組む経営体)の育成を図ってきた。

モデル経営体の魅力を感じ、就農したいと思う若者を掘り起こすため、農業者との交流等を通じて、「就職就農」が職業選択における新たな選択肢となり、湖北の農業の雇用による新たな人材確保を図る。

**2 委託業務の内容**

(1) 湖北地域就農促進イベント企画・運営

「湖北で就職就農したい」と就農意欲を喚起するイベントを1回以上開催すること。ただし、参加者の過半は40歳未満とし、次のア～エを満たすこと。なお、その他業務の目的を達成するにあたり有効と考えられる内容を自由提案とする。

ア モデル経営体とイベント参加者が交流する場を設けること。参加者は20～30代の若者となるよう工夫すること。なお、イベントに参加するモデル経営体の選定および参画の呼びかけ等は受託者が県と協議して行うこととする。

イ イベント参加者を募るため、“湖北”の魅力若者に発信すること。

ウ アンケート等により「湖北地域で就職就農したい」と意欲喚起された参加者数を把握すること。また、イベント参加人数および「湖北地域で就職就農したい」と意欲喚起された参加者数について目標値を提示すること。

エ 「湖北地域で就職就農したい」と意欲喚起されたイベント参加者とモデル経営体等が個別相談(オンライン方式を含む)等で対話できる機会を作ること。なお、モデル経営体等の選定、連絡調整は受託者が県と協議して行うこととする。

**3 委託業務に含めるべき具体的な内容**

- (1) 本委託業務の実施にかかる農業者・関連事業者等への参画・参加の呼びかけや連絡調整業務。
- (2) 本委託業務の魅力発信にかかる農業者・関連事業者等との連絡調整業務。
- (3) 本委託業務の運営等にかかる経費の負担。ただし、イベント参加者の開催場所までの交通費は対象外とし、参加者の自己負担とする。
- (4) 本委託業務の告知および開催期間中の装飾等にかかる経費の負担。
- (5) その他、目的を達成するために必要と思われる事項。

**4 委託期間**

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

## 5 実績報告書の提出について

受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容と取りまとめた報告書および電子記録媒体(CD-R等)各1部を提出すること。

### (1) 納入場所

滋賀県農政水産部農政課（北の近江振興事務所）

〒526-0033 滋賀県長浜市平方町 1152-2（湖北合同庁舎 4階）

### (2) 納期

令和9年1月29日(金)

## 6 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県へ提出すること。
- (3) 業務の進捗を管理する責任者および連絡員(責任者と連絡員が同一でも可)を置くこと。
- (4) 本委託業務の実施に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (5) 本委託業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は本委託業務の終了までに県に返却することとする。
- (6) 本委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 成果物に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等(ホームページへの掲載等)での活用(二次使用)を妨げないものとする。
- (8) 本委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないような必要な措置を講ずることとする。
- (9) 業務の実施にあたり疑義が生じた場合については、県および受注者による協議の上決定するものとする。
- (10) その他、本委託業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定める。